

# 派遣元・派遣先事業所のための 「派遣・請負適正化セミナー」

1. 需給調整事業室からのお知らせ（10分）  
・・・【需給調整事業室】
2. 派遣と請負の適正化について（80分）  
～休憩（10分）～  
・・・【需給調整事業室】
3. 派遣労働者の労働条件の確保について（40分）  
・・・【監督課】
4. 派遣労働者の安全衛生管理等について（35分）  
～休憩（5分）～  
・・・【健康安全課】
5. 職場のハラスメント防止対策について（30分）  
・・・【雇用環境・均等室】

令和6年11月15日（金）

主催：熊本労働局

報道関係者 各位

令和6年5月24日（金）  
 関係先  
 職業安定局需給調整事業課  
 課長 中嶋 章浩  
 課長補佐 鈴木 威至（内線5326）  
 （代表電話）03（5253）1111  
 （直通番号）03（3502）5227

令和6年度に適用される一般労働者の賃金水準に係る職業安定局長通達の  
 一部訂正（ハローワーク別地域指数）について

派遣労働者の同一労働同一賃金を労使の協定に基づき実施する場合（労使協定方式）、当該派遣元の労使に参照いただく「一般労働者の賃金水準（一般賃金水準）」を毎年度厚生労働省が通達で示し、厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

令和6年度の施行のためにお示しした職業安定局長通達（令和5年8月29日発出）のうち、地域の状況を反映するために一部の派遣元事業所で使われている「ハローワーク別地域指数」の一部（全434所中275所）に誤りがあることが分かり、これを訂正しましたので、公表します。

関係者の皆様には、多大なご心配、ご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないよう、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

1 事案の概要

○派遣労働者には、同一労働同一賃金が適用され、①派遣先均等・均等方式のほか、②労使協定方式により賃金が算定されます。②の方式については、毎年度厚生労働省が、賃金の算定基礎となる一般賃金水準（職種別の平均賃金、地域指数）を示す取扱いとなっています。

○地域指数は、都道府県別とハローワーク別の2種類あり、派遣元の労使がいずれかを選択することとしています。

種別	適用単位	利用状況
都道府県別地域指数	都道府県 (47)	大手・中型の派遣元が主に利用
ハローワーク別地域指数	ハローワーク (434)	小規模派遣元が主に利用

○今回、このハローワーク別地域指数（434所分）のうち、275所（※）について誤って算定していたことが分かりました。

※うち、誤って低く算定していたものが121所、誤って高く算定していたものは154所。

2 誤りの原因

○ハローワーク別地域指数の算定に必要なデータを、システムからダウンロードして集計ソフトに投入する際、集計には用いない東京労働局管内の附属施設に係るデータを1箇所削除せずに投入したことにより、神奈川労働局管内ハローワーク以降の集計において、1行ずれた欄の数値が集計されることとなり、算定に誤りが生じました。

3 対応（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html)）

○都道府県労働局から全ての派遣元事業主に、本件の内容をお知らせし、誤りのあった指数を参照していた派遣元事業主には、訂正後の指数による「一般賃金水準」を確認いただき、現在締結している労使協定に基づく賃金がこれに満たない場合には、満たすように賃金額を引き上げるための協定の見直しをお願いします。

○その際、4月当初から協定見直しまでの間について、現行協定と新協定との差を補うことについても、派遣元の労使で検討いただくよう、派遣元事業主に要請します。あわせて、この要請を受けて賃金制度の整備・改善等を行う派遣元事業主については、その取組をしっかりと支えるための支援策を労働政策審議会に諮り、労使で議論いただきます。

4 再発防止策

本作業を確実に実施するため、課内の職務体制を見直し、室長級職員による作業内容の再確認体制や繁忙期におけるサポート体制を確保します。

また、数値の確定作業について、担当班以外の職員によるチェック作業に加え、外部業者を活用して確認するなど、再発防止策を徹底してまいります。

## 派遣元・派遣先事業主の皆さまへ

労使協定方式において一般賃金を算定するために使用する令和6年度適用分の

### 「ハローワーク別地域指数」を訂正しました

派遣労働者の待遇を「労使協定方式」により確保する場合は、派遣労働者の賃金を、従事する業務における一般労働者の平均的な賃金水準（職種別の平均賃金に地域指数をかけた値）以上とする労使協定を締結することが求められています。（同一労働同一賃金）

労使協定締結の際に参照いただく地域指数は、厚生労働省が、令和6年度に適用されるものを公表していますが、そのうち、「ハローワーク別地域指数」に一部誤りがあることが分かり、訂正を行いましたので、お知らせします。

皆さまに、大変なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

ハローワーク別地域指数の訂正後の値については、  
[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。



### ハローワーク別地域指数の訂正に伴う対応のお願い

#### 派遣元事業主さま

労使協定方式により派遣労働者の待遇を決定している派遣元事業主のうち、訂正前の「ハローワーク別地域指数」を参照して派遣労働者の賃金に関する労使協定を締結していた場合においては、以下の対応をお願いします。

- 訂正後の「ハローワーク別地域指数」を用いた正しい一般賃金のご確認をお願いします。
- 確認の結果、一般賃金を満たさない賃金額となっている場合、これを満たすよう、労使で協議の上、令和6年9月30日までの間に労使協定の見直しをお願いします。（同日までは、現在の協定が有効ですが、こうした期日を設けた上で、都道府県労働局では、助成金の活用を含め、個々の派遣元の置かれた状況を踏まえた丁寧なサポートをさせていただきますので、できる限りお早めに見直しをお願いします。）
- 労使協定の改定後、派遣労働者に対し、改定後の労使協定の周知と、変更後の労働条件の明示をお願いします。

#### 派遣先事業主さま

派遣元事業主から派遣料金に関する要請を受けた派遣先事業主においては、以下の対応をお願いします。

- 労働者派遣契約で定める派遣料金には、派遣労働者の賃金のほか、派遣元事業主において適切な労務管理を行うために必要な経費なども含まれています。
- 今般のハローワーク別地域指数の訂正に伴って労使協定の改定を行う派遣元事業主から派遣料金の見直しの要請がある場合は、派遣元事業主が適切な労務管理を行うことができれば、協議に応じていただくよう、配慮をお願いします。

※このほか、[Q&A](#)もご覧ください。



都道府県労働局

LL060731第01

## 派遣元事業主の皆さまへ

指数の訂正により対応が必要になるかチェックをお願いします

- はい 待遇決定方式は「労使協定方式」を選択している
- はい 地域指数は「ハローワーク別地域指数」を利用している
- はい 利用している「ハローワーク別地域指数」は訂正前より訂正後の方が高い  
（例：●●所 訂正前100.0 → 訂正後101.5） [令和6年度適用局長通知 新旧表（PDF）](#)
- はい 現在、締結中の労使協定に基づく賃金額が、訂正後の「ハローワーク別地域指数」を利用した場合の賃金水準より低い [賃金比較ツール（Excel）](#)

令和6年9月30日までに労使協定の見直しをお願いします  
 （同日までは、現在の協定が有効ですが、できる限りお早めに見直しをお願いします）

- 労使協定に定める賃金水準を確認  訂正後の待遇で示された「ハローワーク別地域指数」を基にクリアすべき賃金水準の確認をお願いします。
- 労使協定の周知・再締結  労使で協議の上、労使協定の締結をお願いします。
- 労使協定の周知等  派遣労働者に改定後の労使協定の周知と、変更後の労働条件の明示をお願いします。  
 毎年度提出いただいている労働者派遣事業報告書には、例年どおり、令和6年6月1日時点で有効の労使協定書を添付し、令和6年6月30日までに最新の都道府県労働局に報告をお願いします。

その際、令和6年4月1日から労使協定の改定までの間について、新協定と旧協定との差を補うことについて、労使の話し合いにおいて検討していただけますよう、お願いします。

厚生労働省では、派遣労働者（令和6年度に働いたことがある方で既に離職された元派遣労働者を含みます。）に対して当該身分の支払いを行う派遣元事業主の方を対象とした支援策として、人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）を創設しましたので、是非ご活用をお願いします。

労使協定に関するお問い合わせ先  
[各都道府県労働局](#)  
[（連絡調整事務局）](#)



助成金の詳細については、[助成金特設ページ](#)をご覧ください。



## 派遣元事業主の皆さまへ

### ハローワーク別地域指数の訂正に伴う賃金制度の見直しは、 人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）をご活用ください

派遣労働者の待遇を「労使協定方式」により確保する場合は、派遣労働者の賃金を、従事する業務における一般労働者の平均的な賃金水準（職種別の平均賃金に地域指数を掛けた値）以上とする労使協定を締結することが求められています。（同一労働同一賃金）

労使協定締結の際に参照いただく地域指数は、厚生労働省が、令和6年度に適用されるものを公表していますが、そのうち、「ハローワーク別地域指数」に一部誤りがあることが分かり、訂正を行いました。

これに伴い、労使協定方式により派遣労働者の待遇を決定している派遣元事業主のうち、訂正前の「ハローワーク別地域指数」を参照して派遣労働者の賃金に関する労使協定を締結していた派遣元事業主におかれては、訂正後の指数による一般賃金水準をご確認いただいた上で、必要に応じ、労使で協議の上、賃金制度の見直しをお願いします。

これら賃金制度の整備・改善を支援するための助成制度を設けましたので、是非ご活用いただき、派遣労働者の雇用の安定確保等にご理解、ご協力をお願いします。

ハローワーク別地域指数の訂正後の値については、  
[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。



## 助成金の利用について

### 助成対象

派遣元事業主であって、以下①②をともに満たす方。

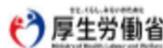
- ① 今般訂正した「ハローワーク別地域指数」を参照して、令和6年5月24日以降に一般賃金水準以上の賃金額により労使協定を改定していること。
- ② 上記①の改定に伴い、令和6年4月1日から当該改定までの間について、改定後の賃金額との差額を補う対応をしていること。  
なお、既に契約が終了している元派遣労働者の方にも当該差額を支払う場合についても、助成の対象となります。

### 助成金額

「5万円」＋「派遣労働者数×1万円」の合計額

※必要経費の合計が上記合計額を超える場合は、当該経費の総額を上限として支給します。

助成金の詳細については、  
[助成金特設ページ](#)をご覧ください。



都道府県労働局

LL060731需02

## 支給までの流れ

- ① 労使協定の改定
- ② 改定後の労使協定内容を労働条件に適用  
※令和6年4月1日から改定までの間の差額を補う措置の実施を含む。

- ③ 支給申請・審査

- ④ 「5万円」  
＋「派遣労働者数×1万円」  
の合計額を支給  
※必要経費の合計が④の合計額を超える場合は、当該経費の総額を上限として支給

### 【申請に必要な書類】

- ① 助成金申請書
- ② 労働者名簿（申請書別紙様式）
- ③ 改定前後の労使協定書
- ④ ②掲載労働者の賃金台帳
- ⑤ その他（経費の総額を上限として申請する場合は経費を確認できる書面等）

## Q & A

- Q. 誰が、いつから、どこへ申請すればいいの？  
A. 派遣元事業主から、令和6年6月28日以降、派遣元事業主の主たる事業所の住所地を管轄する都道府県労働局へ申請をお願いします。
- Q. 現在の労使協定による賃金水準が訂正後の一般賃金水準を超えている場合でも、労使協定を改定して派遣労働者の賃金水準を引き上げたら申請できるの？  
A. 申請できます。今般訂正したハローワーク別地域指数を参照して労使協定を改定し、年度当初から改定までの間について、改定後の賃金額との差額を補う対応をした派遣元事業主が対象となります。
- Q. 「差額を補う措置」について、どのような方法で実施すれば助成されるの？  
A. 具体的な方法については派遣元の労使で協議・決定いただくものであり、賃金のほか、一時金としての支払いなど、いずれの方法であっても、年度当初から改定までの間の差額を補うものであれば助成対象となります。
- Q. 既に退職している派遣労働者についても対象になるの？  
A. 既に退職している派遣労働者に係る対応についても、同様に本助成金を活用いただけます。
- Q. 賃金制度を見直すには、人事部門の社員の増員や、従事する時間増が必要になるが、これらの経費も助成対象になるか？  
A. 賃金制度の整備・改善等のため、新たに従事する社員の増員や従事する時間の増加に伴う人件費も対象となります。申請に当たって必要となる書類などは労働局にご相談ください。

## 申請・お問合せ先

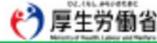
助成金申請に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局助成金担当までお問合せください。



労使協定に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局需給調整担当までお問合せください。



## 求人企業の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

### 募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人への申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

#### 追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲※
- 2 就業場所の変更の範囲※
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準（適期更新または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

#### 最低限明示しなければならない労働条件 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (適期更新期間の上限 ●●年/更新回数の上限 ●●回) …③
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間) 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●●時間働いたものとみなされます。
賞金	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円) 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度 (いわゆる「固定残業代」) を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ●●手当 (時間外労働の有無に関わらず、●●時間分の時間外手当として▲●円を支給) (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賞金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働環境の改善	雇用確保
事業者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇入する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇入することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容を保つ義務があります。

LL050628 需02

## 明示事項の記載例

### ①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

### ③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 適期更新期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「詳細の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 【参考】明示するタイミング等について

- ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。この明示は速やかに行ってください。
- 労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

## 関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudo\\_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)  
 今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直し  
 について (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)  
 労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件  
 明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025（令和7）年1月1日施行

## 職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針（平成11年労働省告示第141号）に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

### 都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業課	076-432-2718	鳥根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業課	017-721-2000	石川	需給調整事業課	076-265-4435	岡山	需給調整事業課	086-801-5110
岩手	需給調整事業課	019-604-3004	福井	需給調整事業課	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業課	055-225-2862	山口	需給調整事業課	083-995-0385
秋田	需給調整事業課	018-883-0007	長野	需給調整事業課	026-226-0864	徳島	需給調整事業課	088-611-5386
山形	需給調整事業課	023-676-4618	岐阜	需給調整事業課	058-245-1312	香川	需給調整事業課	087-806-0010
福島	需給調整事業課	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業課	089-943-5833
茨城	需給調整事業課	029-224-6239	愛知	需給調整事業課 第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業課	028-610-3556	三重	需給調整事業課	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業課	027-210-5105	滋賀	需給調整事業課	077-526-8617	佐賀	需給調整事業課	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業課	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業課 第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業課	096-211-1731
東京	需給調整事業課 第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業課	097-535-2095
	需給調整事業課 第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業課	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業課	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業課	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業課	099-803-7111
新潟	需給調整事業課	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業課	098-868-1637

主催 | 熊本労働局・熊本県

令和6年度

## 外国人雇用管理

# WEBセミナー

日時 11月26日 火

13:30~15:35

### 参加機関（講師）

外国人技能実習機構  
熊本労働局  
福岡出入国在留管理局  
熊本県警察本部  
熊本県  
熊本公共職業安定所

### セミナー申込



申込  
締切  
令和6年  
11月18日 月

申込みURLが必要な場合は  
info@pc-mario.comまでご連絡ください

### 対象者

外国人を雇用されている・雇用を検討している事業主等

セミナーはWeb会議システム「ZOOM」を利用します。  
(入退室は自由です、カメラ・マイクはOFFでご参加いただけます)  
後日ご登録頂いたメールアドレスに参加に関するご案内をお送りします。

お問い合わせ先 有限会社マリオネット(業務委託会社)  
担当:村上(090-8623-7381)着信後折返しいたします。  
問い合わせメール(メールのほうが案内がスムーズです) info@pc-mario.com